

公的研究費(競争的資金等)の管理運営体制について

平成30年12月12日
長崎県農林技術開発センター

長崎県農林技術開発センターでは「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け 18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知) および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)に基づき、公的研究費に係る管理運営体制を以下の通り決めました。

【運営・管理責任者】

最高管理責任者・研究倫理教育責任者 (機関全体の総括、研究に関わるものを対象とした研究倫理教育の総括)	農林技術開発センター所長
統括管理責任者 (最高管理責任者の補佐、公的研究費の運営・管理についての調査・指導を総括)	農林技術開発センター副所長
研究管理責任者 (部門内の公的研究費の運営・管理)	各部門長

【相談・通報窓口】

長崎県農林技術開発センター研究企画部門研究企画室 〒854-0063 諫早市貝津町3 1 1 8 電話：(代)0957-26-3330 FAX：0957-26-9197
--

【告発の対象】

- ・ 公的研究資金(競争的資金等)の研究活動に係る研究活動における不正行為(研究成果のねつ造、改ざん、盗用)
- ・ 研究費の不正使用(私的流用、目的外使用等)

【相談・告発の際の必要事項】

- ・ 相談者(告発者)の氏名、連絡先
- ・ 不正を行った研究者名、研究グループ名、課題名、不正行為の様態及び根拠